

変更届提出時の添付書類について

変更事項 (変更届が必要な事項に変更が生じた時は、30日以内に変更届を提出すること。)		変更届 (様式第6)	添付書類の有無	添付書類							
				戸籍謄本又は抄本又は記載事項証明 (法人の場合履歴事項証明書)	管理者の雇用契約書 (写し)又は雇用証明書	業務分掌表	新役員の診断書又は疎明書	平面図 (変更前)	平面図 (変更後)	管理者の資格を証する書類	基礎講習受講済証等 (写し) (原本提示でも可)
高度管理医療機器等販売 (賃貸)業	営業者の氏名 (法人にあつてはその名称)		あり								
	営業者の住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)		あり								
	管理者		あり								
	(同一人物の) 管理者の氏名		なし	提示							
	(同一人物の) 管理者の住所		なし								
	営業所の名称		なし								
	(法人の場合) 業務を行う役員又はその氏名	欠格条項について該当がない場合、備考欄に「なし」と記載する	あり				(診断書の場合は必要)				
	構造設備の主要部分		あり								
兼営事業の種類		なし									

提出先 店舗の所在地を管轄する県民局の健康福祉事務所 (芦屋、宝塚、伊丹、加古川、明石、加東、中播磨、龍野、赤穂、豊岡、朝来、丹波、洲本)、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市にあつては、健康福祉部健康局業務課

提出方法 原則窓口持参、ただし、提示の必要でない事項に関しては郵送でも可能とする。

その他 添付書類は、以前提出している場合は省略可。
省略している場合、変更届書 (様式第6)備考欄に、省略した書類の名称と、どの書類に添付したか記載すること。

